

平成30年度第2回津市公契約審議会の会議結果報告

1 会議名	平成30年度第2回津市公契約審議会
2 開催日時	平成30年11月22日(木) 午後2時から午後3時30分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	津市公契約審議会委員 西川 源誌(会長)、奥田 正治(副会長)、田邊 三郎、 辻岡 利宏、橋本 正治、村山 篤 (事務局) 総務部次長 奥田寛次 調達契約担当参事(兼)公共工事総合評価担当参事・調達 契約課長 家城覚 調達契約課調整・物品調達契約担当主幹 柿木伸介 調達契約課工事契約担当主幹 岩城孝 検査課技術管理担当主幹(兼)調達契約課設計審査担当主 幹 三宅正則 物品調達契約担当副主幹 伊藤良成 工事契約担当副主幹 岡本慎哉 工事契約担当主査 井原崇視
5 内容	(1) 津市公契約条例の施行状況について (2) 労働報酬下限額の試行について ア 業務委託の試行状況について イ 工事設計書の内容説明について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	なし
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 059-229-3122 E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 別紙のとおり

事務局 お待たせいたしました。本日は、皆様大変お忙しい中、お集まり頂
きまして、誠にありがとうございます。

それでは、第2回津市公契約審議会を開催させていただきますが、
会議に先立ちまして総務部次長の奥田より一言御挨拶を申し上げます。

総務部次長 【総務部次長挨拶】

事務局 それでは、西川会長、議長として会議の進行をお願いいたします。
会長 承知しました。皆さんお忙しい中をお集まりいただき、ご苦労様で
す。前回に引き続き、活発且つ円滑な議事進行にご協力いただきます
ようお願いいたします。

なお、本日の会議は、津市の「審議会等の会議の公開に関する指針」
に基づき公開としております。

それでは、議事を進めてまいります。「事項書1 津市公契約条例
の施行状況について」ですが、まず事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。平成30年4月1日以降の公契約、特定公契約の締結
状況について説明します。

(1「津市公契約条例の施行状況について」に基づき、津市公契約条
例の施行状況について説明)

<概要>

・平成30年10月末日時点での公契約、特定公契約の契約件数の報
告

公契約 2, 196件

内特定公契約 1, 355件

会長 では、津市公契約条例の施行状況について、何か御質問はありませ
んか。

委員 業務委託契約というのは、「1日いくらとか、時間でいくら支払う」
というものと「業務に対していくら支払う」というものが2種類ある
のでしょうか。

事務局 警備業務のように一定期間現場に従事することによって対価が支
払われる業務と、清掃業務のように業務に対して対価が支払われる業
務がございます。

会長 ほかにございますか。

なければ「事項書2 労働報酬下限額の試行について(1)業務委
託の試行状況について」に移ります。

それでは事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。業務委託の試行状況についてご説明する前に、前回の審議会で委員から資料提供の御要望があった他の自治体の労働報酬下限額の設定状況について、別紙「公契約条例公布自治体における労働報酬下限額設定状況」にお示しさせていただきますので、今後の御審議の参考資料としてください。

公契約条例を制定している自治体は津市を除いて48であり、そのうち賃金条項を定めている自治体は22であり、定めていない自治体は26となっております。

なお、奈良県は条例の基本方針において「最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと」と定めてはいますが、最低賃金とは別に労働報酬下限額を設定しているわけではございませんので、このようなケースについては別紙の表では労働報酬下限額の設定は「無し」と分類しております。

以上が本市を除く他自治体の状況でございますが、本市においては、津市公契約条例第4条第2項において、「労働報酬下限額を定めることについて検討しなければならない。この場合において、市長は津市公契約審議会の意見を聞かなければならない」と規定されています。

そのような中、第1回の審議会において、委員の皆様から御意見をいただき、業務委託については高等学校卒市職員初任給を勘案した額を労働報酬下限額として設定し、試行を行うことといたしました。建設工事については、第2回の審議会において設計図書の積算の仕組みについて説明させていただいた上で労働報酬下限額の御審議をしていただくこととなりました。

それでは、初めに業務委託の試行状況について説明させていただきますと思います。

(資料 「2労働報酬下限額の試行について(1)業務委託の試行状況について」に基づき、説明)

<概要>

- ・設定した労働報酬下限額について
1時間当たり860円に設定
- ・労働報酬下限額試行案件について
2件を試行案件として抽出
- ・受注者が今後提出する資料の様式及び提出時期について
 - ① 初回の賃金支払い月の末日から7営業日以内に提出するもの
労働状況台帳(初回)、アンケート(受注者等が回答)
 - ② 最終の賃金支払い月の末日から7営業日以内
労働状況台帳(2回目～最終分)、アンケート(受注者等及び労働者が回答)

会長

では、業務委託の試行状況について、何か質問はございませんか。

委員 提出された労働状況台帳に記載された金額と実際に支払われた賃金が一致しているかどうかの確認は行っていく予定ですか。

事務局 発注者側が直ちにそこまでの確認を行うことは考えておりませんが、賃金が労働報酬下限額を下回った場合は労働者は発注者が設置する相談窓口へ申し出ることができる制度がございます。

委員 労働状況台帳は下請分も提出が必要とのことですが、元請と下請で賃金の支払日が異なる場合、労働台帳の提出日はいつになりますか。

事務局 その場合、元請と全ての下請けの賃金の支払が完了してから、元請が取りまとめて一括して提出していただくことが想定されます。

委員 国交省で賃金調査がありますが、その調査は工事の終了までという長期間ではなく、その都度提出をしますが、その調査ですら書類を作るにはかなりの事務量となります。労働報酬台帳を業務の着手から終了までまとめて提出するには相当な負担となりませんか。

また、試行中の案件は直営での業務かどうかわかりませんが、工事のように下請業者の数が増えると事務量が膨大になってしまいかねません。

事務局 業務委託については、業務の主たる部分以外で発注者が認めた場合は再委託を認める場合もありますが、試行中の2件につきましては概ね受注業者が業務を行っています。

今後、建設工事のように重層構造になっている案件について、業務委託と同じ取り扱いを行うとなると、事業者側の負担が大きくなると思いますので、まずは、試行を行う中で、事業者側の御意見を聞きながら実効性のある方法を考えていかなければならないと考えます。

委員 労働報酬下限額が設定されている自治体が関東圏に集中しているように思えますが、下限額の設定について地域による偏りはありますか。

事務局 公契約条例は千葉県の野田市が全国で最初に制定しております。その後、比較的近隣の関東圏の自治体が野田市の影響を受けて条例を制定したためではないでしょうか。

委員 労働状況台帳は2回提出すれば良いのでしょうか。

事務局 毎月の提出となると事業者の負担が大変大きくなりますので、最初の賃金支払い時点と業務完了後の最終賃金支払い時点の2回を考えています。

ただし、建設工事については下請業者分の台帳の提出も必要となってくるので提出時期や回数については今後の検討が必要かと思いま

す。

委員 業務委託の試行案件は落札率が100%に近いので、設定した労働報酬下限額以上の賃金を支払うことは可能だと思います。

一方、津市の建設工事については86から87%ぐらいの落札率のものが多くなっています。落札率が低いと労働報酬下限額以上の賃金を支払った場合、事業者の利益がなくなってしまう可能性もあるので、落札率を上げて事業者の利益を確保する必要があるかもしれませんね。

事務局 業務委託の試行案件については2件とも地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による1者との随意契約となっていることが、落札率が高くなった原因と考えられます。

今後は、市内本店業者を対象とした競争入札により試行を行っていきたいと考えています。

委員 試行案件において、労働状況台帳を作成するというのはどのぐらいの事務量になるのでしょうか。特に2回目の提出時は相当な量になるかと思うのですが。

事務局 試行案件①の契約業者は、県外の事業者ですが、他市において労働報酬下限額を設定した入札等にも参加され、当該下限額に係る事務も経験されていたことなどから、今回の試行についてご理解とご協力を示していただきましたが、委員ご指摘のとおり事務量は相当なものになると思いますので、書類の提出方法については今後の課題といたします。

委員 建設工事は重層構造になっているということですが、下請分も含めて取りまとめるとなると、相当な量になってくる可能性があって、取りまとめが十分にできるのでしょうか。事業者はその点が不安なのだと思いますので、提出書類を簡素化する等の工夫が必要なのではないでしょうか。

事務局 今回の試行案件については、下請、孫請への発注の可能性は乏しく多くの部分を自社で履行する見込みのため受注者自身で労働台帳を作成することは可能です。

一方、建設工事、特に大規模な建築工事については膨大な人数が働いているため、労働台帳作成に係る事務量は膨大なものになると予想されます。そのため、事業者の負担にならず、さらに実効性がある方法を検討する必要があると考えています。

委員 労働状況台帳の提出期限が賃金支払い月の末日から7営業日以内というのは短いと感じました。他市の状況も今後調べていただければと思います。

また、試行対象案件について、例えば建設工事で予定価格1,000万円以上とすると対象が多すぎると思いますので、対象案件の金額設定についても考えていけば良いと思います。

事務局 業務委託については、予定価格が1,000万円以上を試行対象としていますが、この金額設定については先行自治体の例を参考にしております。労働状況台帳についても同様に先行自治体の例を参考にしてはいるのですが、これらについては今後、津市に合った方式を考えて行かなければならないと思っています。

委員 三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)中部支店は他自治体でも労働報酬下限額の事務を経験した実績があるということでスムーズにいらしていますが、建設工事の場合は下請があったり、労務費の積算が難しい部分があるかと思えます。

委員 工事で今後試行するということですが、業務委託が先行して行われているので、建設工事も業務委託に倣ってというようにはならないのですか。

事務局 試行については建設工事についてもまずは先行自治体の例を参考に試行を行い、その結果を踏まえ、審議会で御議論いただき、津市に合った方法に修正をしていただければと考えています。

委員 先行自治体を参考にとという言葉が何度も出てきていますが、津市は津市の方法でやっていくということが大切だと思います。

委員 労働報酬下限額設定状況の表で「設計労務単価」と書かれていますが、設計労務単価そのものが下限額なのでしょうか。それとも設計労務単価の何パーセントということでしょうか。

事務局 設計労務単価そのものではなく、設計労務単価を基準として各自治体は何パーセントかを独自に設定しております。

会長 ほかにございますか。なければ「事項書2(2)工事設計書の内容説明について」に移ります。
それでは事務局に説明を求めます。

委員 はい。議長。工事設計書の内容について、説明いたします。

(資料 「直接工事費を形成する設計書の内訳について」に基づき、説明)

<概要>

直接工事費は主に標準歩掛り、施工パッケージ、市場単価により積算されている。

建設工事に係る予定価格の作成には、基本的に「積算基準」や「公共工事設計労務単価」を使用し、積算を行っているが、近年は、積算作業の簡素化や負担軽減、また、「標準単価」等を公表することで誰でも簡単に積算ができることから「施工パッケージ」や「市場単価」による積算方式が主流となってきている。

会長 説明ありがとうございました。それでは、何か御意見・ご質問はありませんか。

委員 建設工事の予定価格の中には労務費が含まれているという理解でよろしいですか。

事務局 予定価格には労務費は含まれておりますが、交通誘導員のように設計書から労務費が直接読み取れるものもありますし、市場単価のように設計書から労務費が読み取れないものもあります。

委員 設計書の積算には、歩掛りにより積算されているもの、パッケージ単価で積算されているもの、市場単価により積算されているものの3種類があるとのお話でしたが、今までは、歩掛りによる積算がほとんどだったのですが、行政側が設計の簡素化のためにパッケージ単価による積算を取り入れてきました。市場単価は労務費がいくらかということでは考えられておらず、単に市場単価としていくらかかるといった数字を挙げられています。

労務費が設計書の中で全て見えるのであれば、話を進めて行けばいいと思いますし、見えない場合はどうしていけばいいのかを議論しなければならぬと思います。

委員 市場単価が掲載されている本は私も見たことはありますが、労務費が入っていないということであればそもそも予定価格自体がおかしいということになりませんか。

事務局 建設工事の中には労務費は全て入っておりますが、設計価格は市役所が標準として使っている価格であり、設計書に「何人でいくらの価格でやる」と書いてあったとしても、当然のことながら受注者は設計書のと通りの価格や人数で施工しているわけではありません。例えば優秀な職人がいた場合、設計書より少ない人数で施工している場合もあり得ます。

昔の歩掛りですと、「材料がいくらで人件費がいくらで…」というように労務費がいくらという部分がはっきりと把握できましたが、施工パッケージになりますと1㎡でいくらとなった場合、昔なら例えば「壁紙がいくらで糊がいくらで貼り賃がいくらで…」というようになっていたものが、「1㎡でいくら」というようになっていました。仮に1㎡が1万円となっていた場合、1万円の内何割が労務費なのかというところまでは、わからないのが現状です。

また、特殊な工事を施工する場合は、業者から見積りを取り、例えば平均的な価格を採用するなどの方法で設計書を作っていくのですが、その中で労務費がいくらというのはわかりませんし、仮にわかったとしても見積りが積算した労務費になるため、見積りと受注者が違えば労務費も当然異なるという現状もあります。

委員 共通仮設費の説明で共通仮設費の中身は労務を伴う項目はたくさんあります。しかし、これは工事費の何パーセントというふうに計上されており、これも労務費がわからないと思います。また、交通誘導警備員の人数は公表されていますか。

事務局 現在は公表されております。

委員 交通誘導警備員の変更は変更契約の対象ですか。

事務局 警察から交通誘導警備員の増員について指導があった場合等は変更契約の対象になります。

委員 交通誘導警備員の場合はわかりやすいですね。ありがとうございました。

委員 市場単価には機械設備も入っていますが、我々が積算してきたやり方と全く異なるやり方で、非常に複雑です。施工パッケージ埋戻しの例ですと、普通作業員、特殊作業員、特殊運転手の3種類から構成されており、その3つを組み合わせたものが1 m³当たりの労務費ということになるかと思いますが、それを全てのパッケージに当てはめていくのは大変な作業量になります。

従って、建設工事は、現在試行中の業務委託に比べ、労務費の積算が難しく、試行に向けたハードルは高いという印象です。

委員 設計書で10人工となっているものが、実際には20人工になる場合があるというのがわかりましたし、設計書は標準的な工法に基づき積算されていることもわかりました。また、設計書には労務費が含まれていることも理解しました。

では、実際の入札において落札率が仮に86%だった場合、労務費も材料費も機械経費も全て86%になるのでしょうか。

事務局 受注者によって異なるのでわかりませんが、例えば材料を安く仕入れて労務費を増やしているという受注者もいるかもしれません。

委員 落札率が変わらない場合、材料費が高騰すると労務費が減る可能性もあるということですね。

事務局 労務費に関する議論は本日までご理解いただくのは難しいと思いま

すが、事務局としては建設工事の労働報酬下限額を設定するにあたっては先進自治体と同様に設計労務単価が基準になるのではないかと考えていましたが、設計書における労務費自体の位置付けについては議論が必要かと思いますので、引き続き御審議いただければと思います。

会長 ほかにございますか。なければ「事項書3 その他」に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 (次回審議会の開催日程について提案)
・ 2月頃開催予定

会長 次回の公契約審議会は2月開催とのことでよろしいでしょうか。
(意見無し)

会長 では、次回審議会は2月ということで、日時、場所及び詳細については後日事務局から連絡をしてもらうことといたします。

他にございますか。

特に無いようですので、本日の会議はこれで終わりたいと思います。長時間にわたり、ありがとうございました。

平成30年度第2回津市公契約審議会事項書

平成30年11月22日（木）午後2時00分

津市本庁舎4階 庁議室

1 津市公契約条例の施行状況について

2 労働報酬下限額の試行について

(1) 業務委託の試行状況について

(2) 工事設計書の内容説明について

3 その他

1 津市公契約条例の施行状況について

条例の対象となる公契約（本市が発注する工事、製造その他の請負及び業務委託）及び特定公契約（公契約のうち建設工事及び清掃、警備等人的経費の割合が高い業務委託。）の平成30年度の契約状況については、10月末日時点で次のとおりとなっています。

(1) 公契約全体の契約件数

項目	契約件数（単位：件）		
	津市	上下水道局	合計
公契約全体	1,809	387	2,196
特定公契約（内訳は下記(2)のとおり）	1,098	257	1,355
特定公契約以外の公契約	711	130	841

(2) 特定公契約の内訳

項目	契約件数（単位：件）		
	津市	上下水道局	合計
工事請負契約	276	187	463
業務委託契約	822	70	892
清掃業務	120	6	126
人的警備業務	20	0	20
施設の管理業務	37	8	45
設備の運転管理業務又は保守業務	586	44	630
工事に付随する業務（設計、測量、地質調査等）	59	12	71

2 労働報酬下限額の試行について

(1) 業務委託の施行状況について

平成30年度においては、労働報酬下限額を設定した試行案件を下記のとおり契約しました。

今後、受注者等から、第1回目の賃金の支払い月の末日から7営業日以内に初回分の労働状況台帳^{※1}が、また、2回目以降の賃金の支払いに係る労働状況台帳^{※1}については、契約（履行）期間終了後、最終の賃金の支払い月の末日から7営業日以内に2回目以降の台帳が提出されます。

なお、受注者等及び労働者へのアンケート調査^{※2}については、初回及び最終の賃金支払い月の末日から7営業日以内に提出される予定です。

※1 労働状況台帳 …………… 資料1-1

※2 アンケート …………… 資料1-2（初回・受注者等）

資料1-3（最終・受注者等）

資料1-4（最終・労働者）

ア 労働報酬下限額（業務委託） 860円（1時間当たり）

（参考）三重県地域最低賃金 846円

イ 労働報酬下限額試行案件契約基本情報

① 契約件名 平成30年度津市クリーンセンターくもずし尿処理施設
点検・整備業務委託

受注者 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社中部支店

業務内容 受入貯留設備及び汚泥脱水処理設備等の保守点検整備

履行期間 契約締結日から平成31年3月31日まで

契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随
意契約

契約締結日 平成30年10月12日

契約金額 121,500,000円
（うち消費税及び地方消費税額9,000,000円）

予定価格 121,683,600円
（うち消費税及び地方消費税額9,013,600円）

落札率 約99.8%

昨年度落札率 約99.3%

契約金額 291,600,000円（税込）

予定価格 293,652,000円（税込）

② 契約件名 平成30年度津市西部クリーンセンター2号炉焼却施設
点検・整備業務委託

受注者 荏原環境プラント株式会社中部支店

業務内容	受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備等焼却施設各機器の点検及び整備
履行期間	契約締結日から平成31年3月31日まで
契約方法	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約
契約締結日	平成30年10月18日
契約金額	138,240,000円 (うち消費税及び地方消費税額10,240,000円)
予定価格	139,320,000円 (うち消費税及び地方消費税額10,320,000円)
落札率	約99.2%
昨年度落札率	約99.3%
	契約金額 154,440,000円(税込)
	予定価格 155,469,240円(税込)

津市公契約条例労働状況台帳(業務委託用)

平成30年 月分 提出日

契約名	〇〇〇〇〇〇〇業務委託	業者名	①台帳の提出日 (株)〇〇清掃 代表〇〇 〇〇
契約(履行)期間	平成30年4月10日～平成31年2月10日	所在地	津市〇〇町〇〇番〇〇号
作成年月日	平成30年6月7日	担当者名	〇〇 〇〇
労働報酬の支払われるべき日	平成30年5月10日	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
労働報酬計算対象期間(月)	平成30年4月1日～平成30年4月30日	FAX	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

凡例

労働報酬の
算定対象の額

基本給、最低賃金制度の所定内給与に区分される諸手当のうち精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除く全ての手当(勤務地手当、職務手当、住宅手当など)

<補助シート>

g、hを入力するとfが自動表示され、判定が表示されます。
※ 補助シートは提出して頂く必要はありません。

No	労働者氏名	労働報酬 下限額	全ての労働に 係る労働時間数	対象公契約に 係る労働時間数	算定労働時間	下限総額 (基準額)	労働報酬の額 (公契約分)	判定	按分率	労働報酬の 算定対象の額	労働報酬の 算定対象の額 (公契約分) = f	労働報酬の 算定対象外の額
		a	所定時間内 b	所定時間内 c	d	e=a×d	f			g	h	
1	〇〇 〇〇	860	120	80	80	68,800	120,000	○	66.67%	180,000	120,000	30,000
2	△△ △△	860	112	100	100	86,000	232,143	○	89.29%	260,000	232,143	30,000
3	□□ □□	860	80	80	80	68,800	80,000	○	100.00%	80,000	80,000	0
4		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
5		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
6		860			0	0	#DIV/0!	**	#DIV/0!		#DIV/0!	
7		860			0	0	#DIV/0!	**	#DIV/0!		#DIV/0!	
8		860			0	0	#DIV/0!	*	#DIV/0!		#DIV/0!	
9		860			0	0	#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!	
10		860			0	0	#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!	
11		860			0	0	#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!	
12		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
13		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
14		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
15		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
16		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
17		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
18		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
19		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
20		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
21		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
22		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
23		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
24		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
25		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
26		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
27		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
28		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
29		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
30		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
31		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
32		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
33		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
34		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
35		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	

③公契約条例の対象となる労働者の氏名を入力します。

④所定時間内b: 所定時間内における総労働時間を入力します。
⑤所定時間内c: 所定時間内bのうち、公契約対象業務委託に従事した総労働時間を入力します。

⑥所定時間内cを入力することにより自動表示されます。

⑧次頁の補助シートに該当金額を入力することで自動表示されます。

<判定>
自動表示されます。
e≤f なら ○
e>f なら ×

⑦g、hをそれぞれ入力します。該当がないものについては「0」を入力します。

「個別手当となるもの」については、別冊・労働報酬下限額試行運用マニュアル【業務委託版】の「5 労働報酬(1)ウ」を確認

- 1 件名 : _____
- 2 契約（履行）期間 : _____
- 3 受注者等名 : _____

- ※ 調査対象：受注者、受注関係者（下請業者、再委託業者）を対象とします。
- ※ 提出時期：受注者が担当課に本件に係る初回分の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。（初回分の労働状況台帳の提出時期は、契約締結後、最初のひと月分の労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の末日後7営業日以内）

質問1 津市公契約条例の制度について、どの程度理解できていると思いますか。

- ア 十分理解できている。 イ 概ね理解できている。
ウ あまり理解できていない。 エ 全然理解できていない。

※ウ、エを選択された場合、その具体的な理由

質問2 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式、作成に係る事務量及び提出方法等について、課題や問題点はありますか。

(1) 台帳の様式について

- ア ない イ ある

※「イ ある」を選択された場合、その内容を記入。

(2) 作成に係る事務量について

- ア ない イ ある

※「イ ある」を選択された場合、その内容を記入。

(3) 提出方法について

- ア ない イ ある

※「イ ある」を選択された場合、その内容を記入。

質問3 受注関係者（下請業者、再委託業者）や労働者への条例内容の周知について、どのように行っていますか。

(1) 受注関係者への周知について

- ア 津市が発行する津市公契約条例に関する手引及びマニュアルを配布し周知している。
イ 口頭により説明し周知している。

(2) 労働者への周知について

- ア 作業場の見やすい場所に書面を掲示し周知している。
イ 個別に書面を交付し周知している。

質問4 津市公契約条例の内容に関して、労働者からの相談や問い合わせがありましたか。

- ア ない イ ある

※「イ ある」を選択された場合、その内容を記入。

質問5 労働報酬下限額が設定されたことにより、労働者の賃金に影響が出ましたか。

- ア 出ていない イ 出ている

※「イ 出ている」を選択された場合、その内容を記入。

質問6 労働報酬下限額について、設定金額（平成30年度は860円）はいかがですか。

- ア 高い イ 低い ウ 妥当 エ その他

※「エ その他」を選択された場合、その内容を記入。

【 津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート 】

<事業者用>

- 1 件 名 _____
- 2 契約（履行）期間 _____
- 3 受注者等名 _____

質問1 津市公契約条例（以下、単に「条例」といいます。）の制度について、どの程度理解できていると思いますか。

- ア 理解できている。
- イ だいたい理解できている。
- ウ あまり理解できていない。

（自由意見）

質問2 当該契約が条例の対象となったことにより、従事する労働者の労働意欲の向上につながる効果があったと思いますか。

- ア 効果があった。
- イ 今後効果が出ると考える。
- ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。
- エ わからない。

（自由意見）

質問3 当該契約が条例の対象となったことにより、事業の質の向上につながる効果があったと思いますか。

- ア 効果があった。
- イ 今後効果が出ると考える。

ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。

エ わからない。

(自由意見)

質問4 条例が施行されたことにより、賃金水準の引き上げや地域経済の活性化につながる効果があったと思いますか。

ア 効果があった。

イ 今後効果が出ると考える。

ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。

エ わからない。

(自由意見)

質問5 条例では、受注者は下請業者等や労働者へ条例の内容を周知することとなっていますが、どのような方法で周知していますか。(複数回答可)

ア 作業場の見やすい場所に掲示し周知している。

イ 個別に書面を交付し周知している。

ウ 口頭により説明し周知している。

エ その他 ()

(自由意見)

質問6 下請業者等や労働者から条例に関すること(対象労働者の範囲や労働報酬下限額)について、相談や問い合わせを受けたことがありますか。

ア なかった。

イ あった。

(自由意見)

質問7 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式や提出方法等について、見直しが必要と考える点はありますか。

- (1) ア ない。
イ ある。
- (2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。

(内容)

質問8 条例の実効性を確保するため、仮に、確認資料として「対象労働者の給与支給明細等」を提出いただくこととした場合、給与関係の事務処理に影響することになりますか。

- ア しない。
- イ 影響するが、大きなものではない。
- ウ 大きく影響する。

(自由意見)

質問9 労働報酬下限額の金額や設定の考え方に関し、課題と考える点がありますか。

- (1) ア ない。
イ ある。
- (2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。

(内 容)

質問 1 0 当該契約が条例の対象となったことによる労働報酬下限額の設定に伴い、対象労働者の賃金に変化はありますか。

ア ない。

イ ある。

(自由意見)

質問 1 1 労働報酬下限額の対象をすべての契約とした場合、御社の経営に影響すると思えますか。

ア しない。

イ する。

(自由意見)

質問 1 2 条例の対象者に、手間請労働者を含めるとした場合、課題や問題点がありますか。

(自由意見)

質問13 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

(自由意見)

御協力ありがとうございました。

【 津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート 】

<労働者用>

- 1 件 名 _____
- 2 契約（履行）期間 _____
- 3 受注者等名 _____

質問1 あなたの年齢を教えてください。

- ア 10代
- イ 20代
- ウ 30代
- エ 40代
- オ 50代
- カ 60代以上（60代・70代・80代以上）

質問2 あなたは、御自身が働いている仕事が、条例の対象契約となったことにより、労働意欲の向上につながったと感じますか。

- ア 感じる。
- イ 感じない。

（自由意見）

質問3 あなたは、御自身が働いている仕事が、条例の対象契約となったことにより、仕事の質の向上につながったと感じますか。

- ア 感じる。
- イ 感じない。

（自由意見）

質問4 あなたは、津市公契約条例は必要であると思いますか。

- ア 思う。
- イ 思わない。
- ウ わからない。

(自由意見)

質問5 条例が施行されたことにより、賃金水準の引き上げや地域経済の活性化につながる効果があったと思いますか。

- ア 効果があった。
- イ 今後効果が出ると考える。
- ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。
- エ わからない。

(自由意見)

質問6 条例では、受注者は下請業者や労働者へ条例の内容を周知することとなっていますが、十分な周知がなされていますか。

- ア 十分だと感じる。
- イ 不十分だと感じる。
- ウ そもそも周知されていない。

(自由意見)

質問7 労働報酬下限額を設定することやその金額に関し、課題や問題点はありますか。

(1) ア ない。

イ ある。

ウ わからない。

(2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。

(内 容)

--

質問8 当該契約が条例の対象となり労働報酬下限額が設定されていますが、御自身の賃金に変化はありましたか。

ア ない。

イ ある。

ウ わからない。

(自由意見)

--

質問9 労働報酬下限額の対象契約とそうでない契約において支払われる賃金を比較した場合、その金額に差はありますか。

ア ない。

イ ある。

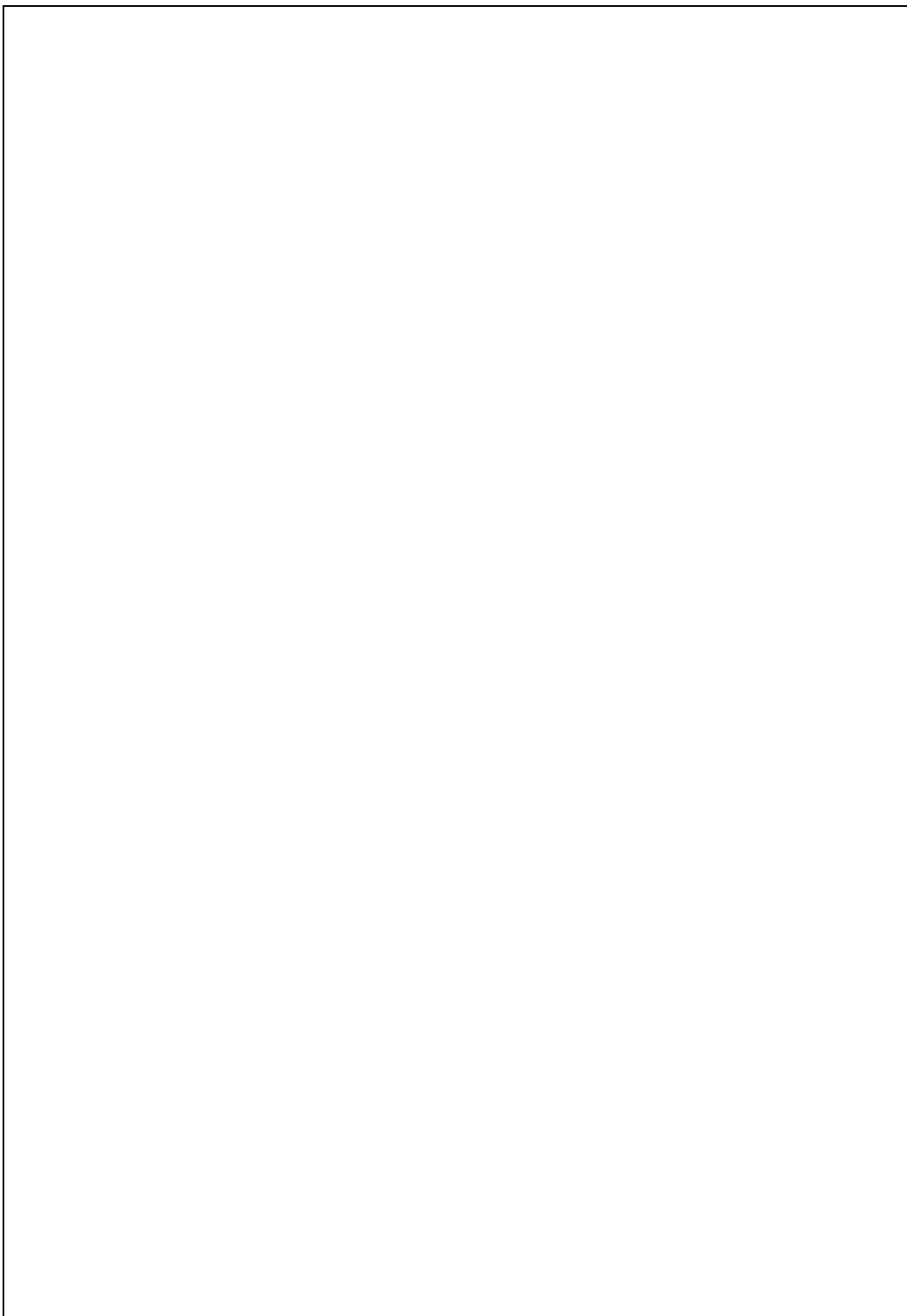
ウ わからない。

(自由意見)

--

質問10 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

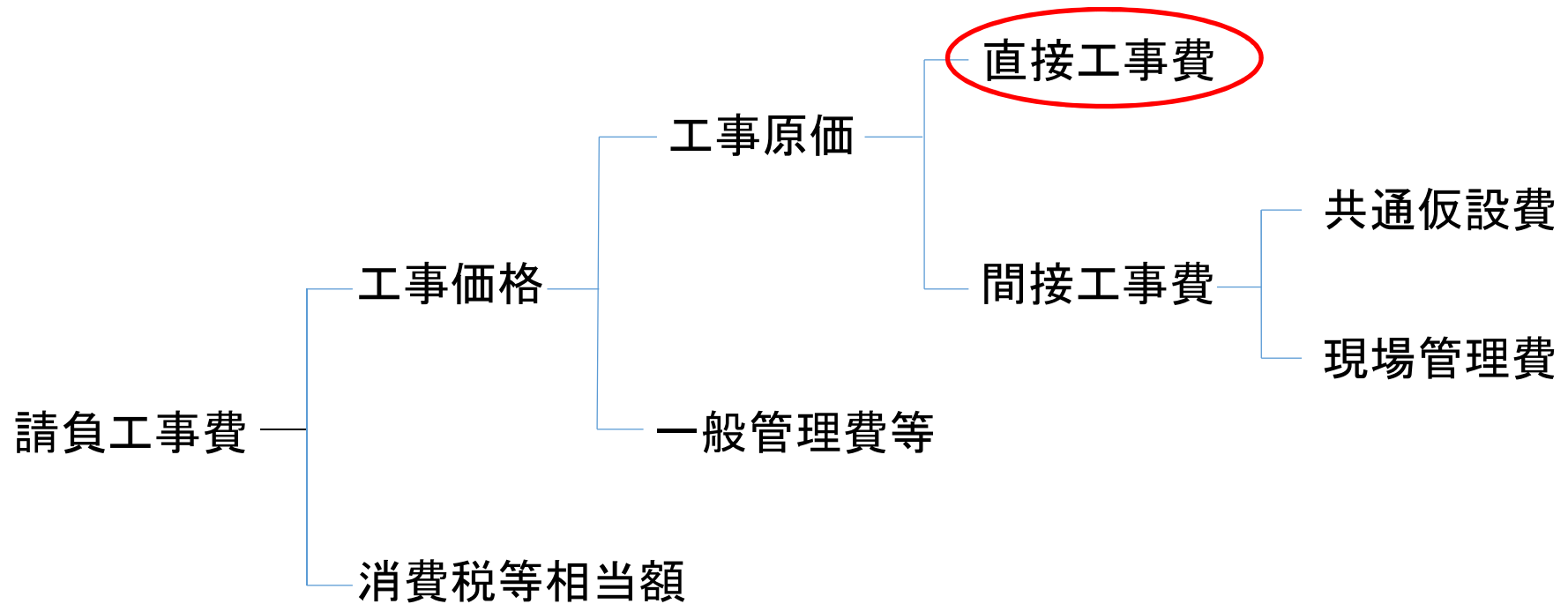
(自由意見)



御協力ありがとうございました。

直接工事費を形成する 設計書の内訳について

工事費の基本構成 (一般土木の場合)



直接工事費の積算方式

土木工事

- 標準歩掛 (国交省・三重県)
- 施工パッケージ
(複合単価) (国交省)
- 市場単価 (物価調査会等)

宮繕工事

- 標準歩掛 (国交省)
- 市場単価 (物価調査会等)

※積算基準等に該当工種がない場合は見積り徴収等行います。

公共工事設計労務単価

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成30年2月16日
土地・建設産業局 建設市場整備課

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価について

平成29年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価を決定したのでお知らせします。

- 今回決定した公共工事設計労務単価は、平成30年3月31日までに新たな単価の決定を行わない限り、平成30年4月1日以降も引き続き適用します。
- 今回の決定により、全国全職種単純平均で対前年度比2.8%引き上げられることになります。詳細については別添の資料をご覧ください。

【問い合わせ先】
国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課
課長 補佐 鈴木（内線：24863）
指導調整係長 小金澤（内線：24865）
電話番号 03-5253-8111【代表】
03-5253-8283【夜間直通】
FAX番号 03-5253-1555

取扱注意

設計単価表

平成30年4月1日制定

三重県

平成30年度設計労務単価(三重県)

職種	基準日額
特殊作業員	21,300
普通作業員	18,400
軽作業員	13,800
造園工	21,000
法面工	26,000
とび工	26,000
石工	27,500
ブロック工	24,600
電工	20,500
鉄筋工	23,900
鉄骨工	24,800
塗装工	24,300
溶接工	27,200
運転手(特殊)	21,500
運転手(一般)	19,000

職種	基準日額
潜かん工	30,600
潜かん世話役	36,200
さく岩工	26,600
トンネル特殊工	30,900
トンネル作業員	24,300
トンネル世話役	35,500
橋りょう特殊工	28,400
橋りょう塗装工	31,000
橋りょう世話役	32,800
土木一般世話役	22,500
高級船員	26,500
普通船員	21,300
潜水士	38,800
潜水連絡員	24,500
潜水送気員	23,400

職種	基準日額
山林砂防工	26,800
軌道工	38,900
型わく工	23,900
大工	25,500
左官	23,100
配管工	20,800
はつり工	24,200
防水工	25,200
板金工	25,300
タイル工	24,900
サッシ工	24,700
内装工	26,900
ガラス工	23,300
建具工	21,700
ダクト工	20,400

職種	基準日額
保温工	22,600
設備機械工	23,300
交通誘導警備員A	13,400
交通誘導警備員B	11,600

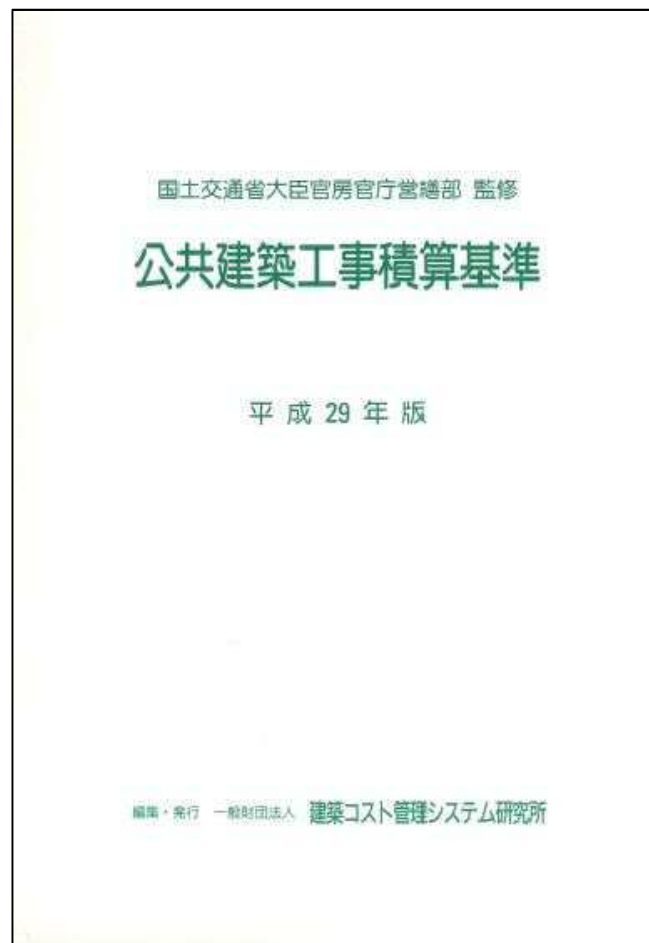
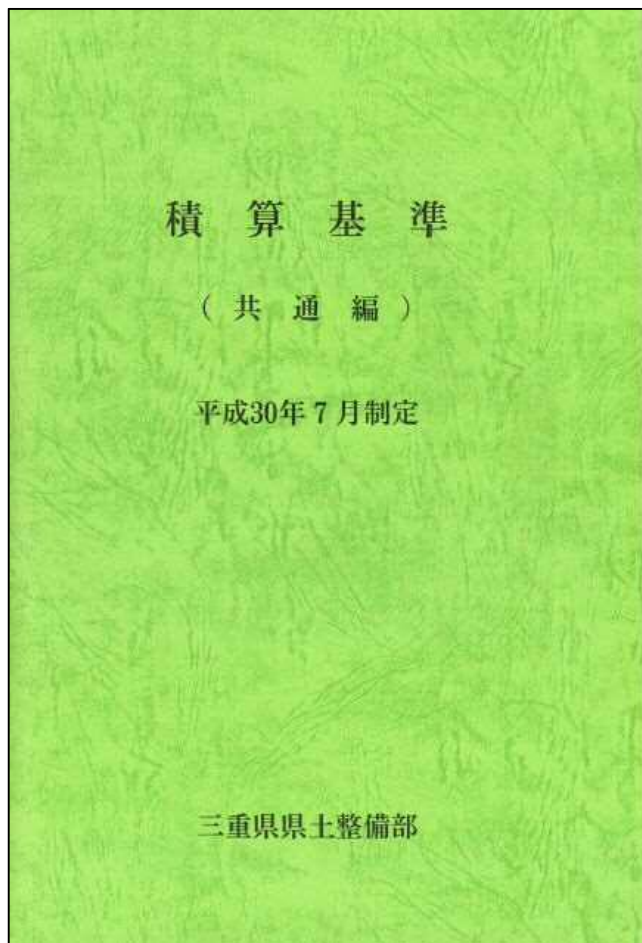
(単位:円)

交通誘導員の場合

第 0007 号 明細表 交通管理工					1 式	
					(上段 : 前回 下段 : 今回)	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員		式				第0019号施工単価表
			1.000	185,600.00	185,600	
合 計					185,600	

DXA01051 交通誘導警備員					第 0019 号 施工単価表	
-00029					1.000 式 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
交通誘導警備員B	人	16.000	11,600.00	185,600	RX010790	
合計	式	1.000		185,600		
単位当り	式	1.000	当り	185,600		
条 件 名 称		入 力 値		条 件 値		
J01	交通誘導警備員A人数	0		;交通誘導警備員A 0 人		
J02	交通誘導警備員B人数	16		;交通誘導警備員B 16 人		

標準歩掛の場合



標準歩掛の場合

吸出防止材敷設工				第 0002 号 施工単価表 100.000 m2 当り		
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
普通作業員	人	0.500	18,400.00	9,200	労務費	
吸出防止材	m2	108.000	1,000.00	(108,000) 108,000	材料費	
諸雑費	式	1.000		0		
合計	m2	100.000		(108,000) 117,200		
単位当り	m2	1.000	当り	(1,080) 1,172		
条 件 名 称		入 力 値		条 件 値		
J01 吸出防止材単価 (円/m ²)						

工種毎に機労材単価を積み上げ、さらに各工種の必要量を計上する。

施工パッケージの場合

第 0003 号 明細表 作業土工					1 式 (上段 : 前回 ・ 下段 : 今回)	
名称 規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り(施工パッケージ)	m3				CB210030(0009)	
土砂		30.000	1,809.00	54,270		
埋戻し	m3				第0002号単価表	
RC-40		20.000	5,453.00	109,060		
合計				163,330		

S0200 埋戻し RC-40					第 0002 号単価表 10 m3 当り	
名称	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し(施工パッケージ)	m3				CB210410(0010)	
土砂		10.000	3,113.00	31,130	機械・労務	
再生クワッシャー	m3				ZX030600	
RC-40		12.000	1,950.00	23,400	材料費	
合計	m3	10.000		54,530		
単位当り	m3	1.000 当り		5,453		

(別添)

平成30年度

施工パッケージ型積算方式標準単価表

(平成30年7月1日以降の起案によるものから適用)

三重県県土整備部

Ⅱ. 施工パッケージ標準単価一覧

No.	施工パッケージ名称	単価	標準単価		備考
			標準単価	標準単価	
001	掘削	001-1-4	1.1	掘削	
002	下挖等掘削	002-1-20	1.1	掘削	※1
003	掘削	003-1	1.1	掘削	※1
004	掘削(深部)掘削	004-1	1.1	掘削	※1
005	掘削(深部)掘削	005-1	1.1	掘削	※1
006	掘削(深部)掘削	006-1	1.1	掘削	※1
007	掘削(深部)掘削	007-1	1.1	掘削	※1
008	掘削(深部)掘削	008-1	1.1	掘削	※1
009	掘削(深部)掘削	009-1	1.1	掘削	※1
010	掘削(深部)掘削	010-1	1.1	掘削	※1
011	掘削(深部)掘削	011-1	1.1	掘削	※1
012	掘削(深部)掘削	012-1	1.1	掘削	※1
013	掘削(深部)掘削	013-1	1.1	掘削	※1
014	掘削(深部)掘削	014-1	1.1	掘削	※1
015	掘削(深部)掘削	015-1	1.1	掘削	※1
016	掘削(深部)掘削	016-1	1.1	掘削	※1
017	掘削(深部)掘削	017-1	1.1	掘削	※1
018	掘削(深部)掘削	018-1	1.1	掘削	※1
019	掘削(深部)掘削	019-1	1.1	掘削	※1
020	掘削(深部)掘削	020-1	1.1	掘削	※1
021	掘削(深部)掘削	021-1	1.1	掘削	※1
022	掘削(深部)掘削	022-1	1.1	掘削	※1
023	掘削(深部)掘削	023-1	1.1	掘削	※1
024	掘削(深部)掘削	024-1	1.1	掘削	※1
025	掘削(深部)掘削	025-1	1.1	掘削	※1
026	掘削(深部)掘削	026-1	1.1	掘削	※1
027	掘削(深部)掘削	027-1	1.1	掘削	※1
028	掘削(深部)掘削	028-1	1.1	掘削	※1
029	掘削(深部)掘削	029-1	1.1	掘削	※1
030	掘削(深部)掘削	030-1	1.1	掘削	※1
031	掘削(深部)掘削	031-1	1.1	掘削	※1
032	掘削(深部)掘削	032-1	1.1	掘削	※1
033	掘削(深部)掘削	033-1	1.1	掘削	※1
034	掘削(深部)掘削	034-1	1.1	掘削	※1
035	掘削(深部)掘削	035-1	1.1	掘削	※1
036	掘削(深部)掘削	036-1	1.1	掘削	※1
037	掘削(深部)掘削	037-1	1.1	掘削	※1
038	掘削(深部)掘削	038-1	1.1	掘削	※1
039	掘削(深部)掘削	039-1	1.1	掘削	※1
040	掘削(深部)掘削	040-1	1.1	掘削	※1
041	掘削(深部)掘削	041-1	1.1	掘削	※1
042	掘削(深部)掘削	042-1	1.1	掘削	※1
043	掘削(深部)掘削	043-1	1.1	掘削	※1
044	掘削(深部)掘削	044-1	1.1	掘削	※1
045	掘削(深部)掘削	045-1	1.1	掘削	※1
046	掘削(深部)掘削	046-1	1.1	掘削	※1
047	掘削(深部)掘削	047-1	1.1	掘削	※1
048	掘削(深部)掘削	048-1	1.1	掘削	※1
049	掘削(深部)掘削	049-1	1.1	掘削	※1
050	掘削(深部)掘削	050-1	1.1	掘削	※1
051	掘削(深部)掘削	051-1	1.1	掘削	※1
052	掘削(深部)掘削	052-1	1.1	掘削	※1
053	掘削(深部)掘削	053-1	1.1	掘削	※1
054	掘削(深部)掘削	054-1	1.1	掘削	※1
055	掘削(深部)掘削	055-1	1.1	掘削	※1
056	掘削(深部)掘削	056-1	1.1	掘削	※1
057	掘削(深部)掘削	057-1	1.1	掘削	※1
058	掘削(深部)掘削	058-1	1.1	掘削	※1
059	掘削(深部)掘削	059-1	1.1	掘削	※1
060	掘削(深部)掘削	060-1	1.1	掘削	※1
061	掘削(深部)掘削	061-1	1.1	掘削	※1
062	掘削(深部)掘削	062-1	1.1	掘削	※1
063	掘削(深部)掘削	063-1	1.1	掘削	※1
064	掘削(深部)掘削	064-1	1.1	掘削	※1
065	掘削(深部)掘削	065-1	1.1	掘削	※1
066	掘削(深部)掘削	066-1	1.1	掘削	※1
067	掘削(深部)掘削	067-1	1.1	掘削	※1
068	掘削(深部)掘削	068-1	1.1	掘削	※1
069	掘削(深部)掘削	069-1	1.1	掘削	※1
070	掘削(深部)掘削	070-1	1.1	掘削	※1
071	掘削(深部)掘削	071-1	1.1	掘削	※1
072	掘削(深部)掘削	072-1	1.1	掘削	※1
073	掘削(深部)掘削	073-1	1.1	掘削	※1
074	掘削(深部)掘削	074-1	1.1	掘削	※1
075	掘削(深部)掘削	075-1	1.1	掘削	※1
076	掘削(深部)掘削	076-1	1.1	掘削	※1
077	掘削(深部)掘削	077-1	1.1	掘削	※1
078	掘削(深部)掘削	078-1	1.1	掘削	※1
079	掘削(深部)掘削	079-1	1.1	掘削	※1
080	掘削(深部)掘削	080-1	1.1	掘削	※1
081	掘削(深部)掘削	081-1	1.1	掘削	※1
082	掘削(深部)掘削	082-1	1.1	掘削	※1
083	掘削(深部)掘削	083-1	1.1	掘削	※1
084	掘削(深部)掘削	084-1	1.1	掘削	※1
085	掘削(深部)掘削	085-1	1.1	掘削	※1
086	掘削(深部)掘削	086-1	1.1	掘削	※1
087	掘削(深部)掘削	087-1	1.1	掘削	※1
088	掘削(深部)掘削	088-1	1.1	掘削	※1
089	掘削(深部)掘削	089-1	1.1	掘削	※1
090	掘削(深部)掘削	090-1	1.1	掘削	※1
091	掘削(深部)掘削	091-1	1.1	掘削	※1
092	掘削(深部)掘削	092-1	1.1	掘削	※1
093	掘削(深部)掘削	093-1	1.1	掘削	※1
094	掘削(深部)掘削	094-1	1.1	掘削	※1
095	掘削(深部)掘削	095-1	1.1	掘削	※1
096	掘削(深部)掘削	096-1	1.1	掘削	※1
097	掘削(深部)掘削	097-1	1.1	掘削	※1
098	掘削(深部)掘削	098-1	1.1	掘削	※1
099	掘削(深部)掘削	099-1	1.1	掘削	※1
100	掘削(深部)掘削	100-1	1.1	掘削	※1

標準単価と補正式の公表

標準単価、補正式等をホームページで公表。
これらを用い、各地区・時期の積算単価を算出することが可能。



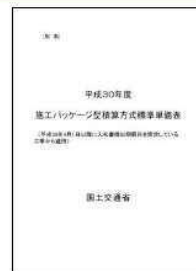
《補正式（イメージ）》

$$\begin{aligned}
 & \text{H30.4 三重 積算単価} \\
 = & \text{H29.4東京標準単価} \times \text{K} \times \frac{\text{H30.4 三重機械単価}}{\text{H29.4東京機械単価}} + \text{R} \times \frac{\text{H30.4 三重労務単価}}{\text{H29.4東京労務単価}} + \text{Z} \times \frac{\text{H30.4 三重材料単価}}{\text{H29.4東京材料単価}}
 \end{aligned}$$

K: 標準単価に占める機械費の構成割合
 R: 標準単価に占める労務費の構成割合
 Z: 標準単価に占める材料費の構成割合

国総研HPで公表

- 施工パッケージ型積算方式標準単価表
- 東日本大震災の被災地で適用する
施工パッケージ型積算方式標準単価表
- 熊本地震の被災地(熊本県)で適用する
施工パッケージ型積算方式標準単価表



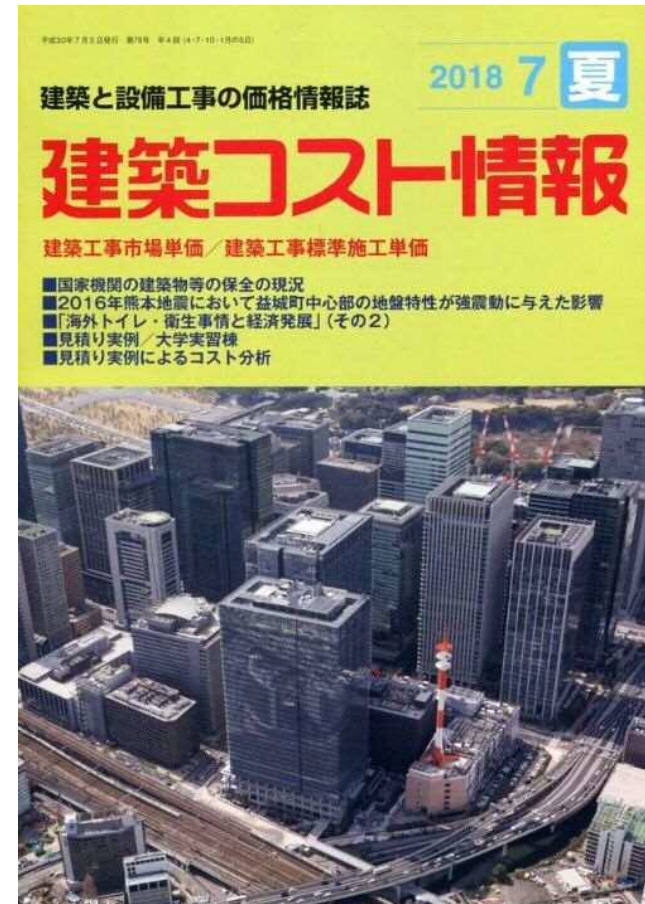
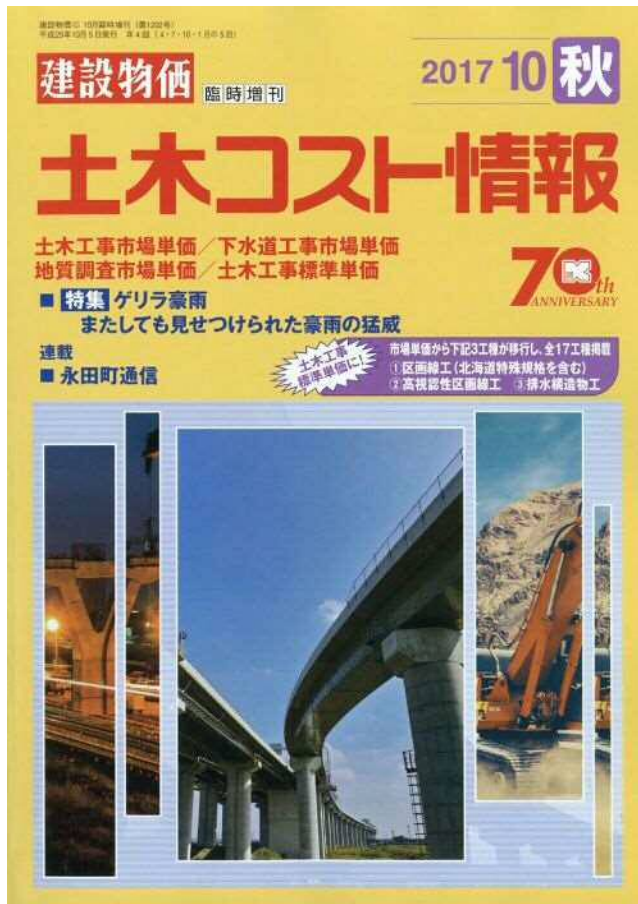
No. 019 【 埋戻し 】
 < 積算単位：m³ >

条件区分			標準単価	機材構成比														
施工方法	土質	締固めの有無		K	K1	K2	K3	R	R1	R2	R3	R4	Z	Z1	Z2	Z3	Z4	S
最小埋戻幅4m以上	-	-	6.26 標準単価	51.25	30.17	2.08	-	35.03	35.03	-	-	-	13.72	13.72	-	-	-	-
最大埋戻幅4m以上	-	-	881.18	17.70	15.28	2.34	0.08	76.44	38.49	26.67	11.28	-	5.86	5.78	0.08	-	-	-
最大埋戻幅1m以上4m未満	-	-	1,661.6	13.50	11.57	1.82	0.11	82.01	51.02	22.44	8.55	-	4.49	4.39	0.10	-	-	-
最大埋戻幅1m未満	-	-	2,520.3	7.00	6.23	0.77	-	90.09	54.74	26.90	8.45	-	2.91	2.21	0.70	-	-	-
上記以外(小規模)	土砂	-	3,255.2	11.52	10.81	0.71	-	84.78	48.44	19.30	17.04	-	3.70	3.10	0.60	-	-	-

代表機材規格													備考
K (*印: 資材)			R				Z				S		
K1	K2	K3	R1	R2	R3	R4	Z1	Z2	Z3	Z4	S		
ブルドーザ(普通・排出ガス対策型(第1次基準値)) 15t級	バックホウ(クローラ型) [標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積0.8a3(平積0.6a3)	-	運転手(特殊)	-	-	-	軽油 1.2号 バトロール給油	-	-	-	-	-	
バックホウ(クローラ型) [標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積0.8a3(平積0.6a3)	振動ローラ(舗装用) [ハンドガイド式] 質量0.8~1.1t	タンバ及びランマ 質量60~80kg	普通作業員	特殊作業員	運転手(特殊)	-	軽油 1.2号 バトロール給油	ガソリン レギュラ スタ ンド	-	-	-	-	
バックホウ(クローラ型) [標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積0.8a3(平積0.6a3)	振動ローラ(舗装用) [ハンドガイド式] 質量0.8~1.1t	タンバ及びランマ 質量60~80kg	普通作業員	特殊作業員	運転手(特殊)	-	軽油 1.2号 バトロール給油	ガソリン レギュラ スタ ンド	-	-	-	-	
バックホウ(クローラ型) [標準型・排出ガス対策型(第1次基準値)] 山積0.45a3(平積0.35a3)	タンバ及びランマ 質量60~80kg	-	普通作業員	特殊作業員	運転手(特殊)	-	軽油 1.2号 バトロール給油	ガソリン レギュラ スタ ンド	-	-	-	-	
バックホウ(クローラ型) [後方超小集回型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積0.28a3(平積0.2a3)	ランマ 質量60~80kg	-	普通作業員	特殊作業員	運転手(特殊)	-	軽油 1.2号 バトロール給油	ガソリン レギュラ スタ ンド	-	-	-	-	
タンバ及びランマ 質量60~80kg	-	-	普通作業員	特殊作業員	-	-	ガソリン レギュラ スタ ンド	-	-	-	-	-	

参考例		埋戻し(施工パッケージ) 土砂		小規模		施工パッケージ単価表 1,000 m3 当り	
名称	単位	構成比/補正後	標準/地区単価	金額(円)	摘要		
バックホウ機械損料							
排ガス対策(第2次)クロー型後方超小旋回型山積 0.28m3(平積0.2m3)	%	10.810 上段:標準 下段:三重	8,970.00	351.90	K1 0.03923 供日		
ランマ機械損料							
60~80kg	%	0.710	515.00	23.11	K2 0.04487 供日		
普通作業員							
① 18,400円÷19,700円=0.934(標準単価比) 48.440(構成比)×0.934=45.243	%	48.440	標準単価 19,700.00	3,256円(標準単価)×45.243%(補正後構成比)=1,473円	R1		
		45.243	三重県単価 18,400.00	1,473.00	0.08005 人		
特殊作業員	%	19.300	22,600.00		R2 1,473円÷18,400円=0.08005人		
		18.190	21,300.00	592.20	0.02780 人		
特殊運転手	%	17.040	22,200.00		R3		
		16.503	21,500.00	537.30	0.02499 人		
軽油 バトロール給油							
一般用	%	3.100	101.00		Z1		
		3.499	114.00	113.90	0.99912 リットル		
ガソリン スタンド							
レギュラー80オクタン価以上	%	0.600	118.00		Z2		
		0.671	132.00	21.84	0.16545 リットル		
端数処理				-0.25			
合計				(3,256.00)	標準単価		
				3,113.00	三重県単価		

市場単価の場合



市場単価の場合

鉄筋工 (市場単価)		第 0001 号 施工単価表			
異形棒鋼D13mm (SD345), 一般構造物, 補正無 (一般構造物)		1,000.000 kg 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
異形棒鋼 SD345 D13mm	t	1.030	74,000.00	76,220	材料費
鉄筋加工・組立 (市場単価) 一般構造物	t	1.000	66,700.00	66,700	加工、組立手間の他に 雑材料も含む単価
合計	kg	1,000.000		142,920	
単位当り	kg	1.000	当り	142	

市場調査により
決定された金額

条 件 名 称	入 力 値	条 件 値
J01 規格		
J02 規格・仕様区分		
J03 施工規模		
J04 作業時間帯		
J05 作業場所		
J06 作業時間制限		
J07 太径鉄筋の割合		
J08 異型棒鋼(円/t)		
J09 構造物種別による補正		

施工条件により、市場単価を加算率及び補正係数により加算する。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○、及びフロー図の実線部分である。

工 種	単価の構成			フロー図（市場単価の対象は、図の実線部分である）	
	機	労	材		
鉄 筋 工	○	○	×		<p>(注)1. 単価は材料費を含まない。 ただし結束線、スペーサーなどの副資材を含む。場所打杭用かご筋は、補強材及びスペーサーに異形棒鋼または丸鋼以外を使用する場合、補強材及びスペーサーの材料費を含まない。 また、25t吊以下のトラッククレーン及びブラフテレーンクレーンを必要とする場合の賃料を含む。 2. ガス圧接費、及び機械雑手費は含まない。 3. 場所打杭用かご筋の場合、固定金具の設置手間は含むが、材料費は含まない。また、補強材及びスペーサーの計上区分は表2.1による。</p>

規 格 ・ 仕 様		単 位
一 般 構 造 物	構造物における鉄筋の加工・組立	t
場 所 打 杭 用 か ご 筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	t

- (注) 1. クレーン使用を標準とする。
 2. 規格・仕様区分における「場所打杭用かご筋」は、かご筋をあらかじめ掘削孔内以外において組立てる場合に適用し、掘削孔内でかご状に組立てる場合については「一般構造物」を適用する。
 3. 場所打杭用かご筋は、固定金具、補強材及びスペーサーの質量は含めない。ただし、補強材及びスペーサーに異形棒鋼または丸鋼を使用する場合は、補強材及びスペーサーの質量を加算する。

まとめ

建設工事に係る予定価格の作成には、基本的に「積算基準」や「公共工事設計労務単価」を使用し、積算を行っているが、近年は、積算作業の簡素化や負担軽減、また、「標準単価」等を公表することで誰でも簡単積算が出来ることから「施工パッケージ」や「市場単価」による積算方式が主流となってきている。